

事務事業名	児童扶養手当支給事業				担当	健康福祉部 こども家庭課 子育て支援係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				増補版施策名			
施策名	2	子育て支援の充実				☐ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画	真岡市次世代育成支援対策行動計画					事業期間	☐ 単年度のみ		
法令根拠	児童扶養手当法・真岡市児童扶養手当事務取扱要領						☒ 単年度繰返（開始年度 昭和36 年度～）		
予算科目	1.一般会計		3.民生費		2児童福祉費		☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）		
事業概要	父又は母と生計を同じくしていない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を促進し、もって児童の福祉を増進することを目的とする。 [事業主体]市 [対 象]父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳に到達する年度末までにある児童又は20歳の誕生日の前日の属する月に政令で定める程度の障害のある児童）を監護している父又は母又は両親に代わって養育している者に対して支給される。 [支給の制限]請求者（本人）及び生計同一の配偶者、扶養義務者の個々における所得が扶養親族等の数に応じて定める額未満であれば、手当の一部又は全部が支給される。 [手 当 額]平成31年4月分から、全部支給：42,910円、第2子加算額は10,140円、第3子以降加算額は6,080円、一部支給は10,120円～42,900円、第2子加算額5,070円～10,130円、第3子以降加算額3,040円～6,070円ずつ加算される。 [補 助 率]国1/3・市2/3								

1. 現状把握の部 （1）事務事業の目的と指標

①手段（主な活動）		⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
30年度実績		名称	単位	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31年度(見込)
・児童扶養手当認定請求書を提出（受給資格者）（市）		ア 受給者数	人	570	567	533	510	500
・審査・調査・認定（市）（受給資格者）		イ 対象児童数	人	832	824	811	755	720
・児童扶養手当の証書を交付（市）（受給資格者）		ウ 支給金額	千円	265,044	270,112	270,058	263225	258950
・毎年8月に更新手続き（現況届）の受付（受給資格者）（市）		エ						
・手当の支払事務（4月・8月・12月）（市）（受給資格者）		オ						
31年度計画								
4月分から全部支給：42,910円、第2子加算額は10,140円、第3子以降加算額は6,080円、一部支給は10,120円～42,900円、第2子加算額5,070円～10,130円、第3子以降加算額3,040円～6,070円								
11月分以降の手当は、平成30年分の所得に応じて支給区分が決まる。								
手当は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、4月、8月、11月、3月（原則として毎月とも11日）の5回、支払月の前月分までの分を、指定した金融機関の口座へ振り込む。								
②対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等		⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳に到達する年度末までにある児童又は20歳未満で政令で定める程度の障害のある児童）を監護している父若しくは母又は父母に代わって養育している者。		名称	単位	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31年度(見込)
		ア 対象児童を監護している母等の数	人	570	567	533	510	500
		イ						
		ウ						
		エ						
		オ						
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか）		⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
児童を養育する家庭の生活安定と自立を促進する。		名称	単位	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31年度(見込)
		ア 受給者数	人	570	567	533	510	500
		イ 対象児童数	人	832	824	811	755	720
		ウ						
		エ						
		オ						
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか）		⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図る。		名称	単位	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31年度(見込)
		ア 受給により生活の安定が図られた世帯の割合	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		イ						
		ウ						
		エ						
		オ						

(2) 総事業費の推移			単位	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(見込)	
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	88,353	89,799	90,102	87,494	124,800
			県支出金	千円	0	0	0	0	0
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0	0
			一般財源	千円	177,382	182,469	180,640	176,415	251,565
			事業費計 (A)	千円	265,735	272,268	270,742	263,909	376,365
	人件費		正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1
			延べ業務時間	時間	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920
			人件費計 (B)	千円	8,045	7,974	7,968	8,004	8,004
			トータルコスト(A)+(B)	千円	273,780	280,242	278,710	271,913	384,369

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等		
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか。	昭和36年に離婚等の母子に対しても、死別母子と同様な制度が必要であるとの観点から、制度が創設された。	
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは 5 年前と比べてどう変わったのか？	・平成元年に手当額改定に物価スライド制が導入された。 ・平成14年8月には地方分権一括法の施行により、認定・支給事務が県より移譲された。 ・平成15年4月の法改正により、母子家庭の自立を図るという趣旨から、平成20年4月以降手当額の一部が減額されるようになった。 ・平成18年度から三位一体改革による税源委譲により、国庫負担率が3/4から1/3に引き下げられた。 ・平成21年3月23日二宮町との合併により、県所管であった事務が真岡市に引き継がれた。 ・平成22年8月の一部法改正に伴い、父子家庭にも拡充された。 ・平成23年4月の障害年金加算改善法の施行により、児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更が可能となった。 ・平成26年12月1日から公的年金との併給が可となる、手当額が年金額を上回る場合、その差額を支給する。 ・児童扶養手当法の一部改正により、令和元年11月分（令和2年1月支給分）の児童扶養手当から支払回数を 4か月分ずつ年3回 → 2か月分ずつ年6回 に見直しとなる。	
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	受給者から手当支給により生活の安定が図られたとの声がある。	